

○大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則

平成27年10月1日  
教育委員会規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の教員(以下「教員」という。)による不祥事の原因や背景を検証するとともに、教員の不祥事を防止するために必要と認められる次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 教員倫理の向上のための研修制度の構築に関すること。
- (2) 不祥事を許さない職場風土の醸成及び組織環境の整備に関すること。
- (3) 教員のストレスマネジメントに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教員の不祥事を防止するために必要な事項に関すること。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 市職員 1人

2 委員の任期は、委嘱の日から教育委員会に答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 会議は、非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教職員室において処理する。

(平28教委規則18・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第18号)抄  
(施行期日等)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。